

Nara Women's University

日本の少子化と家族主義的福祉レジーム:女性の就業を焦点に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-07-04 キーワード (Ja): 家族主義的福祉レジーム, 就業, 女性, 少子化, 低出生率, 日本 キーワード (En): 作成者: 澤田,光 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/4285

(別紙1)

論文の内容の要旨

氏名	澤田 光		
論文題目	(外国語の場合は、日本語で訳文を()を付して記入すること。) 日本の少子化と家族主義的福祉レジーム —女性の就業を焦点に—		
審査委員	区分	職名	氏名
	委員長		印
	委員		印
	委員		印
	委員		印
	委員		印
	委員		印
内 容 の 要 旨			
<p>本研究は、こんにちの日本にとって最重要な課題となっている少子化について、その根本的な原因を探り、解決の方向性を示唆することを意図する。</p> <p>出生力が人口置換水準を下回る「少子化」が進む先進諸国のなかでも、少子化が緩やかに進行するスウェーデン、フランス、アメリカなどの緩少子化国と、少子化が急速に進行し、人口減少が進むイタリア、スペイン、日本などの超少子化国（TFR1.5未満）とが二分化している。エスピン-アンデルセンは、この分化の状況を統計的に明示するとともに、その根本的な要因は脱家族主義化政策の成功・不成功にあるとの重要な仮説を提示した。</p> <p>日本は後者の超少子化国に属している。すなわち、日本や南欧は、エスピン-アンデルセンのいう家族主義的福祉レジームの国々である。エスピン-アンデルセンによれば、こうした国々においては福祉負担を家族に負わせるという意味での家族主義が少子化を促し、福祉国家そのものの最大の弱点となっている。こうした国々では、低い女性の有給雇用レベルが、課税基盤を弱めているのみならず、低い出生率をもたらし、将来における福祉国家の財政的基盤を脅かしているのである（Esping-Andersen、1999）。本研究は、この指摘を「家族主義と低出生率均衡」仮説と呼び、日本においてもこの仮説が妥当しているか否かを検証する。日本もまたエスピン-アンデルセンのいう家族主義的レジームに属し、このことが主な要因となって少子化が進行していると考えられるのである。</p> <p>ただし、日本には欧米諸国とは異なる少子化の特徴を見ることができ、その要因が少子化を加速している。すなわち、法的な意味での結婚に産産が分かち難く結びついているため、未婚化・晩婚化がただちに少子化に結びつく要因となっているのである。本稿は、日本の少子化が、こうした家族主義という普遍的な要因と法的結婚の重視という独自のそれとの複合から生じていることを論証する。</p> <p>本論文は、まず第1章で日本の超少子化の概要について説明する。続いて第2章で、エスピン-アンデルセンの類型論とその影響下にある4人の論者がこの類型化について用いている指標を検討する。この作業の結果、「『脱家族主義』志向の家族政策」と「女性の就業とそのための女性の福祉負担の軽減」の2つの指標を抽出することができた。エスピン-アンデルセンは、女性の雇用レベルと出生率の関係に注目しており、女性の雇用レベルと出生率が</p>			

ポジティブな関係になったことを重要視している。しかしドイツは、女性の労働力率の高い水準を保ちながら超少子化国である。これはアンデルセンの仮説に反する事実であり、説明を要する。ドイツはジェンダー主流化を進めたが、「両立支援」を伴わない政策であったために、かえって少子化を招いたと考えられる。この事実を教訓にするならば、少子化是正のためには「ジェンダー平等をふまえた積極的な両立支援」、すなわち女性の福祉負担の軽減が不可欠であり、家族なканずく女性に福祉負担を課す家族主義を乗り越える必要がある。以上の点に鑑み、第2章では、日本の少子化について「家族主義的福祉レジームにおける家族主義の体制が『脱家族主義化』を抑制することで女性が家族か仕事かの二者択一を迫られ、このことが未婚化・晩婚化を促し、少子化が進んでいる」という仮説を設定する。

続く第3章では、日本の家族主義的福祉レジームと未婚化・晩婚化とがどのように結びついているのかを現状のデータや具体的な事例と先行研究に基づいて検証し、家族主義が日本の低出生率の大きな要因であることを確認する。第4章では、少子化を食い止めるために1994年以降行われてきた少子化対策の性格について分析を行う。その結果、日本の家族政策における家族主義と脱家族主義の二面性が明確になった。すなわち、男女雇用均等法などの脱家族化政策にもかかわらず、他方で配偶者控除制度や第三号被保険者制度など家族主義の体制が維持・温存されていることが、女性の就労を阻む状況を強固に下支えしているのである。

第5章と第6章は、実証編として、政令市のマクロデータや政令市の少子化対策担当者へのインタビュー調査の結果を用いて、日本の有配偶女性の就業と未婚化・晩婚化との関係について検証した。第5章のマクロデータを用いた単回帰分析では、有配偶女性の就業と未婚率の間に相関は見られなかった。しかし、重回帰分析の結果、(1)所得の高い女性が多い都市は、男性の未婚者が多いこと、(2)非正規の男性未婚者の割合が多いほど女性の未婚率が高いこと、(3)女性の未婚率は、18歳未満一人あたりの児童福祉費とも強い正の相関があることが確認された。(3)については解釈に慎重を要するが、自治体にとってこれまで対策の中心であった子育て支援施策の不成功を単純に財政的な問題として片づけることはできないことを意味している。すなわち、現状の子育て支援施策は少子化をもたらしている晩婚化・未婚化の是正に効果的なのかということが、あらためて問われることになるのである。第6章では、大都市圏、具体的には政令指定都市で有配偶女性の就業率と未婚率との間に相関関係が見られないことについて、先行研究における女性の就業と少子化についての仮説を改めてふりかえる。出生率と女性の就業の関係をモデル化して歴史的推移を確認したうえで、政令市における自治体の政策担当者を対象にインタビュー調査を行い、得られた知見を紹介し、分析した。その結果、(1)保育所待機児童問題、(2)婚活問題、(3)子育て支援策に偏重した少子化対策問題、(4)子育てと仕事の両立問題がという4点を抽出することができ、子育て支援だけでは少子化は解決しないということを、自治体の政策実施担当者が強く認識していることが確認された。

以上に見たように、出生率の低下と女性の就業とには複雑な関係性が存在する。主要な問題は、家族なканずく女性に福祉負担を負わせる家族主義的福祉レジームである。このレジームが、女性の就業を抑制するとともに、日本のジェンダー平等を阻んでもきた要因でもある。この家族主義の体制のため、「脱家族主義化」を抑制し、女性に家族か仕事かの二者択一を迫るといった状況のもとで、家計維持を期待される男性稼ぎ主の収入低下と相まって未婚化・晩婚化が促進された。本研究は、この未婚化・晩婚化のゆえに少子化が進んでいることの背景に、女性の就労が進まないため、子育ての困難以前に出生率の減少がもたらされているという問題が存在することを立証した。この結論の帰結は、十分な子育て支援政策を実施しても、女性に福祉負担を負わせる家族政策を「脱家族主義化」しない限り、女性の就業を促進するだけでは少子化は止まらないということである。この結論は、今後の政策展開に重要な示唆を与えるものだと考える。

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

氏名	澤田 光		
論文題目	(外国語の場合は、日本語で訳文を()を付して記入すること。) 日本の少子化と家族主義的福祉レジーム —女性の就業を焦点に—		
審査委員	区分	職名	氏名
	委員長		印
	委員		印
	委員		印
	委員		印
	委員		印
	委員		印
要 旨			
<p>本審査委員会は、2016年2月17日、本学文系総合研究棟 N339 人文社会学科演習室において論文提出者澤田光に対する口頭試問を行い、その後学位授与の可否について協議した。</p> <p>提出者は、本研究のオリジナリティが次の点にあると主張した。すなわち、エスピン-アンデルセンによる「家族主義と低出生率均衡」仮説について、これを検証するための指標を析出し、その指標としての有効性を確認し、およびこの指標を用いて家族なかんずく女性に福祉負担を負わせるという意味での家族主義の政策が、日本の低出生率の原因であるとともに、行政による対策が奏功しない原因だと明示したことである。提出者によれば、この知見によって今後少子化対策を進める上での解決課題が明らかになった。</p> <p>本審査委員会では、提出者が学術的・社会的に重要な課題を取り上げ、適切な資料および文献を選択して周到な議論を行っていることを認めた。とくに、少子化問題に関わって日本における家族政策の歴史的な展開を詳述し、ジェンダー論の視点から妥当性の高い分析をしていることは高く評価された。また、日本において家族主義が未婚化・晩婚化をもたらし、ひいては少子化の主要な要因となっているという基本的な理解について、その論証過程を含め、概ね首肯できるという点で一致した。</p> <p>その上で本審査委員会は、提出者の上記主張について妥当性を精査した。その過程では、まず提出者が依拠する課題設定、すなわち少子化がこんにちの日本が直面する重要な社会問題であり、解決されるべき課題であるという見解について、少子化を否定的にのみ考えることが妥当かどうかという論点が示された。この点について、審査委員による指摘には一定の妥当性もあるが、少子化を解決すべき問題だとみなすことは、社会政策的研究の出発点として否定されるべきでないということが確認された。</p> <p>続いて、本研究におけるいくつかの問題点が指摘された。まず、エスピン-アンデルセンの達成した成果について、その妥当性を検討することなく無条件に依拠することが妥当かどうかという指摘がなされた。これについては、提出者はエスピン-アンデルセンが日本について指摘する儒教の影響という論点について批判的に論ずるなど、一定の吟味を経て適切な課題を再設定していることが認められる。家族主義を維持する南欧および日本において低出生率が是正されないことについて、提出者がシーロフ、武川、舩橋などの論者がエスピン-アンデ</p>			

ルセンの仮説に依拠して議論を展開していることに注目し、それらの業績を踏まえて自らの議論を構築していることには一定の妥当性があると評価された。

次に、筆者が用いた方法についていくつかの点が指摘された。筆者は都道府県データで検証された合計特殊出生率と女性の就業率の相関関係について、政令指定都市を大都市圏とみなした場合に相関が認められないと報告している。この点に関連して、都道府県を対象に分析することでは適切な結論を得ることが難しいという提出者の指摘について異議は示されなかった。しかし、都道府県レベルの分析では相関関係があるとの結論を得られているのであれば、政令指定市では同様の結果が得られなかったことの原因をより詳細に論ずる必要がある。これに関連して、筆者が用いた指標が女性の就業と出生率の関係を論ずるうえで適切か、解釈について別様の因果関係を推定することができるのではないかなど、課題が指摘された。第5章のマクロデータの統計的分析については、今後さらに政令指定市を大都市圏とみなすことが適切か、また指標として採用されたデータが仮説の妥当性を検証する際に適切かつ十分か、などの点について再考する余地があると認められる。

第6章では、自治体の政策担当者に対するインタビュー調査が報告されている。札幌から福岡にわたる全国の都市について、実際に現地に出向いて調査を行った点は評価されるべきである。ただし、そのデータが充分活用され、適切な分析を施されているかどうかという点に関連して、いくつかの指摘が成された。提出者自身の自治体における政策担当者という立場を活かした貴重な調査であることを認め、調査結果の報告として興味深いものの、データの紹介に留まらずさらに深く分析し、解釈を提供する余地があったとの意見が示された。

また、少子化という先進国に共通の問題が扱われていることから、海外の状況を比較分析する可能性もあったのではないかと示唆された。たとえばエスピノーアンデルセンが日本の家族主義について儒教の影響を指摘していることについて、提出者は妥当性を否定している。この点に関連して、韓国の状況を検討することで、より説得的な議論が展開できた可能性があると指摘された。この点は、提出者による今後の研究に期待したい。

以上、本論文について、詳細に見れば議論の構成や個別の方法論、および実際の分析過程について指摘できる点があるものの、本審査委員会は、全体として、大きな問題に意欲的にとり組み、一貫した主張を精力的に論証した労作であると認めた。学術的な意義のみならず、政策形成や評価の基盤となりうるという意義にも高い評価が与えられて然るべきである。よって、本審査委員会は、論文提出者澤田光が奈良女子大学博士（社会科学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認める。